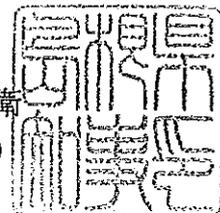




原 第 5 6 3 号  
平成25年12月26日

原子力規制委員会  
委員長 田中 俊一 様

島根県知事 溝口 善兵衛  
(防災部原子力安全対策課)



原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る  
安全対策について

本県の原子力発電所周辺環境安全対策につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第6条の規定に基づき、平成25年11月21日付け電原総第21号で中国電力㈱から事前了解願いのあった島根原子力発電所2号機に係る新規制基準適合性確認審査について、貴委員会へ申請することは今回了解し、別紙のとおり中国電力㈱に対して回答しましたのでお知らせします。

次に、安全協定第6条の規定に基づく最終的な了解は、貴委員会から審査結果について説明を受け、それに対して島根県議会をはじめ、島根県の安全対策協議会、原子力安全顧問、松江市や出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県からの意見などを聴いて、総合的に判断したうえで中国電力㈱に対して回答します。

なお、今回の中国電力㈱による貴委員会への申請の了解に当たって、貴委員会におかれては下記の諸事項について適切に対応いただきますようお願いいたします。

さらに、別添のとおり出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県からの意見を添付しますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 適合性確認審査に当たっては、現地調査を行うなどにより、島根原子力発電所の特性、立地、周辺状況を的確に把握した上で、住民の安全確保の観点から厳格に審査いただきたい。
- 2 宍道断層の評価など、地震及び津波の想定については、発生規模などの不確実性を十分に考慮し、最新の知見も踏まえ、それに基づいた安全対策が適切に実施されているか審査いただきたい。

- 3 フィルタベントや汚染水対策などのシビアアクシデント対策については、その有効性と影響を適切に考慮して厳密に審査するとともに、この点についての説明は特に丁寧に行っていただきたい。
- 4 安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織体制、発電所の人員、教育及び訓練といった人的な対応に関しても、適切に取り組まれているかを審査するとともに、必要に応じて指導を行っていただきたい。
- 5 福島第一原子力発電所の事故の原因究明や調査の進捗に応じ、新たに得られた知見については、その都度、規制基準に反映していただきたい。
- 6 審査の結果については、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市に対して、丁寧な説明を行っていただきたい。
- 7 原子力防災対策について、万が一原子力災害が起きた場合、一般住民及び要援護者の避難が迅速かつ安全にできるよう、国が前面に立って調整・支援していただきたい。

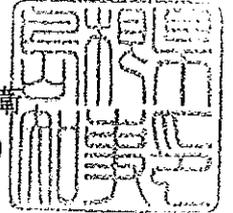


原 第 5 6 3 号  
平成25年12月26日

原子力規制庁

長 官 池 田 克 彦 様

島根県知事 溝口 善兵衛  
(防災部原子力安全対策課)



原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る  
安全対策について

本県の原子力発電所周辺環境安全対策につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第6条の規定に基づき、平成25年11月21日付け電原総第21号で中国電力㈱から事前了解願いのあった島根原子力発電所2号機に係る新規制基準適合性確認審査について、貴委員会へ申請することは今回了解し、別紙のとおり中国電力㈱に対して回答しましたのでお知らせします。

次に、安全協定第6条の規定に基づく最終的な了解は、貴委員会から審査結果について説明を受け、それに対して島根県議会をはじめ、島根県の安全対策協議会、原子力安全顧問、松江市や出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県からの意見などを聴いて、総合的に判断したうえで中国電力㈱に対して回答します。

なお、今回の中国電力㈱による貴委員会への申請の了解に当たって、貴委員会におかれては下記の諸事項について適切に対応いただきますようお願いいたします。

さらに、別添のとおり出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県からの意見を添付しますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 適合性確認審査に当たっては、現地調査を行うなどにより、島根原子力発電所の特性、立地、周辺状況を的確に把握した上で、住民の安全確保の観点から厳格に審査いただきたい。
- 2 突道断層の評価など、地震及び津波の想定については、発生規模などの不確実性を十分に考慮し、最新の知見も踏まえ、それに基づいた安全対策が適切に実施されているか審査いただきたい。

- 3 フィルタベントや汚染水対策などのシビアアクシデント対策については、その有効性と影響を適切に考慮して厳密に審査するとともに、この点についての説明は特に丁寧に行っていただきたい。
- 4 安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織体制、発電所の人員、教育及び訓練といった人的な対応に関しても、適切に取り組まれているかを審査するとともに、必要に応じて指導を行っていただきたい。
- 5 福島第一原子力発電所の事故の原因究明や調査の進捗に応じ、新たに得られた知見については、その都度、規制基準に反映していただきたい。
- 6 審査の結果については、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市に対して、丁寧な説明を行っていただきたい。
- 7 原子力防災対策について、万が一原子力災害が起きた場合、一般住民及び要援護者の避難が迅速かつ安全にできるよう、国が前面に立って調整・支援していただきたい。